

写

議案第 七十七号

三朝町<sup>職</sup>取<sup>職</sup>算定数系列の一部改正について

次のとおり三朝町<sup>職</sup>取<sup>職</sup>算定数系列の一部を改正することについて地方自治法  
(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決  
を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第 号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職員の」の下に「定数の」を加え、「町長、議長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は教育委員会」を「任命権者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。